

## 北九州市小倉南区環境衛生協会連合会規約

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、小倉南区環境衛生協会連合会と称し、事務所を小倉南区役所内に置く。

(目的)

第 2 条 この会は、小倉南区内の校区環境衛生協会（以下「校区環境衛生協会」という。）及び地区環境衛生機関相互の緊密な連携と親睦融和を図るとともに、その組織活動を助長することにより、公衆衛生及び環境衛生の向上に寄与し、健康で住みよい郷土を実現することを目的とする。

(組織)

第 3 条 この会は、校区環境衛生協会（別表 1）をもって組織する。

(事業)

第 4 条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生及び環境衛生に関する広報宣伝に関すること。
- (2) そ族昆虫駆除に関すること。
- (3) 伝染病予防に関すること。
- (4) まちの清掃美化に関すること。
- (5) 校区環境衛生協会と区の行政機関との緊密なる連絡調整に関すること。
- (6) 北九州市環境衛生総連合会との連絡調整に関すること。
- (7) その他、この会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(役員)

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 会 長     | 1 名 |
| (2) 副 会 長   | 5 名 |
| (3) 会 計     | 1 名 |
| (4) 会 計 監 査 | 3 名 |

(役員を選出等)

第 6 条 会長は、小倉南区自治総連合会（以下「自治総連合会」という。）の会長をもってあてる。

2 副会長は、自治総連合会の副会長を、会計及び会計監査は、自治総連合会の会計及び会計監査をもってあてる。

- 3 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であると認められる者、及び暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と密接な関係のある者は役員になることはできない。
- 4 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、任務の遂行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 暴力団員であると認められるとき。
  - (3) 暴力団、又は暴力団員と密接な関係があると認められるとき。
  - (4) その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。ふさわしくない行為は、別に定める。

（役員の仕事）

- 第 7 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、その選出母体である地区の代表として、その地区内の校区環境衛生協会の連絡調整を図るとともに、会長を補佐して、この会の運営にあたる。
  - 3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
  - 4 会計は、この会の出納に関する一切の事務を処理する。
  - 5 会計監査は、この会の会計事務を監査する。

（役員の仕事及び補充）

- 第 8 条 役員の仕事及び補充は、自治総連合会のそれに準ずる。

（会 議）

- 第 9 条 この会は、次の会議を開く。

- (1) 総 会
- (2) 校区会長会
- (3) 役 員 会

（総 会）

- 第 10 条 総会は、校区環境衛生協会の会長と副会長をもって構成し、次の事項を議決する。
- (1) この会の運営方針と事業の決定に関する事項
  - (2) この会の予算及び決算に関する事項
  - (3) この会の規約の改廃に関する事項
  - (4) その他、この会の必要と認める事項

- 2 定例総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
- 3 構成員の3分の1以上の要求があるときは、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 4 総会の議長は、出席者の互選により選出し、議長は議事进行处理する。
- 5 会議は、構成員の過半数によって成立し、議事は出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(校区会長会)

第 11 条 校区会長会は、校区環境衛生協会長をもって構成し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議する重要事項
- (2) 総会の議決で委任された事項
- (3) その他、会長が必要と認める事項

2 校区会長会は、会長が必要に応じ招集し、議事を審議する。

3 校区会長会は、必要があると認めるときは、特別委員会を設置し審議することができる。

(役員会)

第 12 条 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 校区会長会に付議する事項
- (2) 校区会長会の決定で委任された事項
- (3) 市、その他行政機関との連絡調整に関する事項
- (4) 会務の執行に関する事項
- (5) その他、会長が必要と認める事項

2 役員会は、会長が必要に応じ招集し、議事を審議する。

(経費)

第 13 条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は、校区環境衛生協会単位に世帯割額により別に定める。ただし、必要に応じ総会の議決を経て、別に徴収することができる。

(会計年度)

第 14 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第 15 条 この会の事務局は、自治総連合会の事務局をもってあてる。

(補 則)

第 16 条 この会で事務処理に必要な事項は、北九州市の条例を準用する。

付 則

この規約は、昭和49年 4月 1日 から施行する。

この規約は、昭和50年 4月 1日 から施行する。

この規約は、昭和51年 4月 1日 から施行する。

この規約は、昭和52年 4月 1日 から施行する。

この規約は、昭和55年 4月 1日 から施行する。

この規約は、昭和56年 4月 1日 から施行する。

この規約は、昭和59年 4月 1日 から施行する。

この規約は、平成 4年 4月 1日 から施行する。

この規約は、平成 7年 4月 1日 から施行する。

この規約は、平成13年 4月 1日 から施行する。

この規約は、平成20年 4月 1日 から施行する。

この規約は、平成20年 4月 1日 に遡って施行する。

この規約は、平成25年 4月 1日 から施行する。

この規約は、平成26年10月 8日 から施行する。

この規約は、平成27年 4月 1日 から施行する。

この規約は、平成28年 4月 1日 から施行する。

別表 1

校区環境衛生協会

城野	校区環境衛生協会	中谷	地区環境衛生協会
霧丘南	校区環境衛生協会	東谷	地区環境衛生協会
北方	校区環境衛生協会	湯川	校区環境衛生協会
若園	校区環境衛生協会	葛原	校区環境衛生協会
横代	校区環境衛生協会	沼	校区環境衛生協会
守恒	校区環境衛生協会	吉田	校区環境衛生協会
徳力	校区環境衛生協会	高蔵	校区環境衛生協会
企救丘	校区環境衛生協会	曾根東	校区環境衛生協会
広徳	校区環境衛生協会	曾根	校区環境衛生協会
志井	校区環境衛生協会	田原	校区環境衛生協会
長行	校区環境衛生協会	貫	校区環境衛生協会
長尾	校区環境衛生協会	朽網	校区環境衛生協会
合馬	校区環境衛生協会	東朽網	校区環境衛生協会